様式第20号参考様式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | エックス線装置の使用条件等 | 高電圧発生装置の定格出力 |  |
| 管球数 |  |
| 用途 | □直接撮影　□断層撮影　□CT撮影　□胸部集検用間接撮影□透視撮影（消火器用・血管用・その他（　　　　　　　　　））□乳房撮影　□骨塩定量分析　□輸血用血液照射□歯科口内法撮影　□歯科用パノラマ断層撮影□移動型・携帯型（直接撮影・透視撮影・CT撮影・口内法撮影）□治療用（表在治療用・深部治療用）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用場所 | □エックス線治療室　□手術室　□病室　□在宅　□ICU等□検診車　□診療用放射線照射装置使用室□診療用高エネルギー放射線発生装置使用室□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| エックス線管の容器及び照射筒の利用線錘外のエックス線量 | 定格管電圧50㎸以下の治療用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から５㎝で1.0mGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| 定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置 | エックス線管焦点から1mで10mGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| 定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から5cmで300mGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| 上記以外のエックス線装置 | エックス線管焦点から1mで1.0mGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置 | 充電状態で照射時以外のとき、接触可能表面から5cmで20μGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| 付加ろ過板 | 定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | mmAl当量(1.5mmAl当量以上) |
| 定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置 | mmAl当量(0.5mmAl当量以上)mmMo当量(0.03mmMo当量以上) |
| 上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射エックス線装置及び治療用エックス線装置 | mmAl当量(2.5mmAl当量以上) |
| エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 透視用 | 患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造（高線量率透視制御を備えた装置は、125mGy/分以下） | 有・無 |
| 警報装置つき透視時間積算タイマー | 有・無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上となる装置又は当該距離未満で照射を防止するインターロック（手術中に使用する装置は、20cm以上） | 有・無 |
| エックス線照射野絞り装置 | 有・無 |
| 受像器を通過したエックス線が、受像器の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| 最大受像面を3.0cm越える部分を通過したエックス線が、当該部分の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造 | 有・無 |
| 利用線錐以外のエックス線しゃへい手段 | 有・無 |
| 撮影用（胸部集検用間接撮影を除く） | 照射野絞り装置（口内法撮影用エックス線装置の場合は、照射筒の端における照射野の直径が6.0cm以下、CTは不要） | 有・無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離 | 定格管電圧70kv以下の口内法撮影用エックス線装置 | 15㎝以上になる構造 | 有・無 |
| 定格管電圧70kvを超える口内法撮影用エックス線装置 | 20cm以上になる構造 | 有・無 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | 15cm以上になる構造 | 有・無 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置 | 20cm以上になる構造 | 有・無 |
| ＣＴエックス線装置 | 15cm以上になる構造 | 有・無 |
| 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合に限る） | 20cm以上になる構造 | 有・無 |
| 上記以外のエックス線装置（骨塩定量分析エックス線装置を除く） | 45cm以上になる構造 | 有・無 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2m以上離れた位置において操作できる構造 | 有・無 |
| 胸部集検用間接撮影 | エックス線照射野絞り装置 | 有・無 |
| 受像器の一次防護しゃへい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離で、1ばく射につき1.0μGy以下になる | 有・無 |
| 被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10cmの距離において、１ばく射につき1.0μGy以下になる構造 | 有・無 |
| 治療用 | ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック（近接照射治療装置を除く） | 有・無 |
| 移動型及び携帯型 | 保管場所 | □エックス線診療室内（室名：　　　　　　　　　　）□エックス線診療室外（室名：　　　　　　　　　　） |
| 保管場所の施錠 | 有　　・　　無 |
| 保管管理方法 | □装置のキースイッチの管理□その他（　　　　　　　　　　） |
| エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 診療室名 |  |
| 両壁等の材質及び厚さ等 | 天井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 出入口の扉 |  |
| 監視窓 | 有（　　　　　　　　）・無 |
| 画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| エックス線診療室と画壁等で区画された操作室 | 有　　・　　無 |
| エックス線診療室である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 有　　・　　無 |
| 出入口のエックス線装置使用中の表示 | 有　　・　　無 |
| 同一のエックス線診療室において2台以上のエックス線装置を備えた場合の同時照射を防止するための装置 | 有　　・　　無 |
| その他エックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 管理区域境界 | 実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 管理区域である旨を示す標識 | 有　　・　　無 |
| 管理区域への立入制限措置 | 有　　・　　無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/3月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置 | 有　　・　　無 |
| 放射線診療従事者等の被ばく防止措置 | □しゃへい物　□遠隔操作装置□その他（　　　　　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | □OSL線量計　□蛍光ガラス線量計□TLD線量計　□電子式ポケット線量計□その他（　　　　　　　　　　） |
| エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及び経歴 | 氏　　名 | 職　種 | エックス線診療に関する経歴 |